

## 出張や旅行等により滞在している市町村の選挙管理委員会で不在者投票をされる方へ

令和8年2月8日（日）執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、滑川市の選挙人名簿に登録されている方で長期の出張や旅行中の方等、滑川市で期日前投票や選挙当日の投票ができない方は、滞在地の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。

### ○不在者投票をすることができる期間・場所

期間　※開始日が異なります

★衆議院議員総選挙：令和8年1月28日（水）から2月7日（土）まで

★最高裁判所裁判官国民審査：令和8年2月1日（日）から2月7日（土）まで

場所：滞在地の市町村選挙管理委員会

### ○不在者投票の方法

① 『宣誓書（兼請求書）』に必要事項を記入し、滑川市選挙管理委員会に提出してください。郵送していただいても構いません。（但し、メールやFAXは不可。）

マイナンバーカードをお持ちの方は、滑川市の公式LINEから不在者投票用紙の請求ができます。

オンラインによる請求の場合、市の公式LINEアカウントの追加登録が必要です。以下のQRコードを読み込んでいただいた後、登録をお願いいたします。

QRコードを読み込んだ後は、「追加」→「トーク」→「メニュー」→「オンライン申請」→「不在者投票用紙の請求」の順で進んでいただき、各種項目にご回答をお願いいたします。



② 滑川市選挙管理委員会から、送付先に記載されている住所に、**投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書を入れた封筒**をお送りします。

（開封厳禁となっているものは、絶対に開封しないでください。）

③ 送られてきたものを、上記期間内に、滞在地の市町村選挙管理委員会にそのままお持ちになり、不在者投票を行ってください。

④ 投票が終わりますと、滞在地の選挙管理委員会から滑川市選挙管理委員会に投票用紙が送付されます。

※ 請求から投票までには日数がかかりますので、日程に余裕をもって請求・投票をしてください。